

# 第 38 期 中 間 決 算 公 告

2022年12月23日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
株式会社 S M B C 信託銀行  
代表取締役社長 西崎 龍司

## 中 間 貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,657,903	預金	3,254,173
コーポレート	42,543	コーポレート	450,187
買入金銭債権	5,533	債券貸借取引受入担保金	67,566
有価証券	181,925	外国為替	1,655
貸出金	2,085,962	信託勘定借	128,235
外国為替	32,249	その他の負債	49,635
その他の資産	65,080	未払法人税等	3,114
有形固定資産	1,463	リース債務	21
無形固定資産	5,921	資産除去債務	1,159
前払年金費用	1,424	その他の負債	45,340
繰延税金資産	9,134	賞与引当金	922
支払承諾見返	448	役員賞与引当金	72
貸倒引当金	△ 2,786	睡眠預金払戻損失引当金	600
		支払承諾	448
		負債の部合計	3,953,497
		(純資産の部)	
		資本金	87,550
		資本剰余金	85,553
		資本準備金	83,350
		その他資本剰余金	2,203
		利益剰余金	△ 37,766
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	△ 37,846
		繰越利益剰余金	△ 37,846
		株主資本合計	135,336
		その他有価証券評価差額金	△ 1,345
		繰延ヘッジ損益	△ 683
		評価・換算差額等合計	△ 2,029
		純資産の部合計	133,307
資産の部合計	4,086,805	負債及び純資産の部合計	4,086,805

中間損益計算書

( 2022年 4月 1日 から  
2022年 9月 30日 まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	35,904
信 託 報 酬	1,983
資 金 運 用 収 益	18,432
(うち貸出金利息)	(15,321)
(うち有価証券利息配当金)	(444)
役 務 取 引 等 収 益	11,755
そ の 他 業 務 収 益	2,464
そ の 他 経 常 収 益	1,267
経 常 費 用	27,848
資 金 調 達 費 用	6,006
(うち預金利息)	(1,968)
役 務 取 引 等 費 用	3,793
営 業 経 費	18,044
そ の 他 経 常 費 用	3
経 常 利 益	8,055
特 別 損 失	0
税 引 前 中 間 純 利 益	8,055
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,839
法 人 税 等 調 整 額	△ 730
法 人 税 等 合 計	2,109
中 間 純 利 益	5,946

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない組合出資金等については主に移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～20年

その他 3年～20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経

営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業部門等の第一次査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部が査定結果を審査したうえで、資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は350百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による  
定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

## (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に

備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 6. 収益の計上基準

### (1) 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引から生じる収益等を除く）は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約ごとに識別した履行義務の充足状況に基づき認識しております。

### (2) 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益について、各項目における主な取引の内容及び履行義務の充足時期の判定は、以下の通りです。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用業務に係るサービスの対価として受領する手数料が含まれており、信託設定時点、又はサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

為替業務収益には、主に国内外の送金の手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点で認識されます。

投資信託関連業務収益には、主に投資信託の販売及び記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

生損保関連業務収益には、保険商品の販売に係る代理店手数料が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

不動産関連業務収益には、主に不動産等の媒介に係るサービスの対価として受領する手数料が含まれており、原則として対象不動産の売買契約締結時に認識されます。

## 7. ヘッジ会計の方法

### 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジを適用しております。当該ヘッジについては、金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

## 8. グループ通算制度の適用

当行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループを通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

## 会計方針の変更

### 1. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法の変更

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産については金利スワップの特例処理を採用しておりましたが、ヘッジ対象及び手段の金額的重要性が増したことから、当中間会計期間より、親会社である株式会社三井住友銀行と同様の原則的処理方法である繰延ヘッジに変更しております。

この結果、当中間会計期間期首の繰延ヘッジ損益が 4,584 百万円増加しております。

### 2. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該適用指針の適用に伴う、中間財務諸表への影響はありません。

## 追加情報

### 連結納税制度からグループ通算制度への移行

当行は、当中間会計期間より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。）に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## 注記事項

### （中間貸借対照表関係）

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	45 百万円
危険債権額	558
要管理債権額	—
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—

小計額	604
正常債権額	2,121,765
合計額	2,122,370 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、買入金銭債権 5,533 百万円、貸出金 269,994 百万円、外国為替 8,684 百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 67,541 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 67,566 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、貸出金 21,015 百万円及び有価証券 5,001 百万円、現金預け金 10 百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金 22,632 百万円及び保証金 1,837 百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 211,284 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 185,323 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,728 百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益 1,262 百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産 111 百万円

無形固定資産 713 百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位がもっとも低いレベルに時価を分類しております。



(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	42,041	44,689	-	86,731
資産計	42,041	44,689	-	86,731
デリバティブ取引(*1)				
金利関連取引(*2)	-	213	-	213
通貨関連取引	-	(8,381)	(*3) 0	(8,381)
デリバティブ取引計	-	(8,168)	0	(8,168)

(\*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、( )で表示しております。

(\*2) ヘッジ会計を適用している取引となります。当該取引は、ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(\*3) 当行ではレベル3に分類されるデリバティブを有しておりますが、他の金融機関とカバー取引を行っている為、純額では0円となります。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

コールローン、外国為替、コールマネー、債券貸借取引受入担保金、信託勘定借は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				中間貸借 対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金預け金(*)	1,491,274	158,625	-	1,649,900	1,657,893	△ 7,993
買入金銭債権(*)	-	-	5,530	5,530	5,530	-
有価証券						
満期保有目的の債券	93,752	-	-	93,752	93,948	△ 195
貸出金	-	-	-	-	2,085,962	
貸倒引当金(*)	-	-	-	-	△ 2,744	
	-	-	2,064,721	2,064,721	2,083,218	△ 18,497
資産計	1,585,027	158,625	2,070,251	3,813,904	3,840,591	△ 26,686
預金	-	3,253,620	-	3,253,620	3,254,173	△ 552
負債計	-	3,253,620	-	3,253,620	3,254,173	△ 552

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金及び買入金銭債権に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 資産

#### 現金預け金

満期のない現金預け金については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。また、満期のある預け金については、期間に基づく市場金利で割り引いた現在価値を算定するなどしております。

現金及び日本銀行への預け金はレベル1に、その他の預け金は主にレベル2に分類しております。

一部の預け金につきましては、デリバティブを内包する仕組預け金となっており、一体経理するものにつきましては当該預け金の取引先である金融機関から提示された時価評価額をもとに時価を算出しており、レベル2に分類しております。

#### 買入金銭債権

「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル3に分類しており

ます。

## 有価証券

原則として、市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、主に国債及び地方債はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

但し、市場価格のない私募債等につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としており、レベル2に分類しております。また、市場価格のない投資信託につきましては、基準価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

## 貸出金

変動金利による貸出金につきましては、原則として時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。固定金利による貸出金は、原則として将来キャッシュ・フローの見積額に対して、同様の新規貸出に適用されるレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における中間貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金につきましては、当該取引の特性により、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金については、期間に基づく市場金利等で割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の預金につきましては、デリバティブを内包する仕組預金となっており、一体経理するものにつきましては当該預金のカバー取引先である金融機関から提示された時価評価額をもとに時価を算出しております。

これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引につきましては、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、為替スワップ、通貨オプション等）であり、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としており、取引相手の信用リスク等を調整しております。観察可能インプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合はレベル2としております。また重要な観察できないインプットを用いている場合は、レベル3としております。

(注 2) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル 3 の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
デリバティブ取引 通貨関連	オプション評価モデル	為替ボラティリティ	13.36% - 41.80%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で 0 円となることから、注記を省略しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行は、時価算定統括部署にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した検証部署にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価評価モデルには、観察可能なデータを可能な限り活用しております。なお、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、時価評価に使用するインプットを用いて、当行にて再計算した結果と比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

ボラティリティ

ボラティリティは、インプットや市場価格が、一定期間が経過した後どの程度変化すると予想されるかを示す指標です。ボラティリティは、過去の実績値または第三者から提供された情報、並びにその他の分析手法に基づいて推計されており、主に、金利や外国為替相場等の水準の潜在的な変動を参照しているデリバティブの評価に用いられています。一般的に、ボラティリティの大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

(注 3) 組合出資金等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、企業会計基準適用指針第 19 号

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 5 項及び「時価算定会計基準適用指針」第 24-16 項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
組合出資金等	1,245

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	72,542	72,425	△ 117
	地方債	21,406	21,327	△ 78
	小計	93,948	93,752	△ 195
合計		93,948	93,752	△ 195

2. その他有価証券 (2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	債券	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	4,971	4,930	41
	外国債券	4,971	4,930	41
	その他	-	-	-
	小計	4,971	4,930	41
中間貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	債券	65,952	67,223	△ 1,271
	地方債	42,041	42,957	△ 915
	社債	23,910	24,266	△ 355
	その他	15,807	16,385	△ 578
	外国債券	12,879	13,385	△ 506
	その他	2,927	3,000	△ 72
	小計	81,760	83,609	△ 1,849
合計		86,731	88,539	△ 1,808

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注)	5,266 百万円
減損損失	7,281
デリバティブみなし決済損益	1,876
その他	3,422
繰延税金資産小計	17,846
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 5,266
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 2,074
評価性引当額小計	△ 7,341
繰延税金資産合計	10,505
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△ 896
その他	△ 474
繰延税金負債合計	△ 1,370
繰延税金資産の純額	9,134 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)

(単位: 百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*)	-	-	-	-	1,117	4,149	5,266
評価性引当額	-	-	-	-	△1,117	△4,149	△5,266
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
経常収益	35,904
うち信託報酬	1,983
うち役務取引等収益	11,755
為替業務	144
投資信託関連業務	3,380
生損保関連業務	1,054
不動産関連業務	6,344
その他(注)	831

(注) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 30,872 円 55 銭

1 株当たりの中間純利益金額 1,377 円 08 銭

(自己資本比率)

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率 (国内基準) は、14.60%であります。

# 信託財産残高表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	8,793	金 銭 信 託	127,739
有 価 証 券	562,530	投 資 信 託	1,581,987
信 託 受 益 権	1,891,322	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	333,931
受 託 有 価 証 券	982,774	有 価 証 券 の 信 託	984,635
金 銭 債 権	5,837,557	金 銭 債 権 の 信 託	5,818,037
有 形 固 定 資 産	1,774,965	包 括 信 託	2,460,925
無 形 固 定 資 産	1,999	そ の 他 の 信 託	112
そ の 他 債 権	44,215		
銀 行 勘 定 貸	128,235		
現 金 預 け 金	74,975		
合 計	11,307,368	合 計	11,307,368

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 104,656 百万円

3. 元本補填契約のある信託については、取扱残高はありません。

## <参考>

上記(注)2. 共同信託他社管理財産には、当行と三井住友信託銀行が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)104,656百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	8,793	金 銭 信 託	232,395
有 価 証 券	562,530	投 資 信 託	1,581,987
信 託 受 益 権	1,996,346	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	333,931
受 託 有 価 証 券	982,774	有 価 証 券 の 信 託	984,635
金 銭 債 権	5,837,557	金 銭 債 権 の 信 託	5,818,037
有 形 固 定 資 産	1,774,965	包 括 信 託	2,460,925
無 形 固 定 資 産	1,999	そ の 他 の 信 託	112
そ の 他 債 権	44,215		
銀 行 勘 定 貸	128,235		
現 金 預 け 金	74,975		
そ の 他	△ 366		
合 計	11,412,025	合 計	11,412,025